

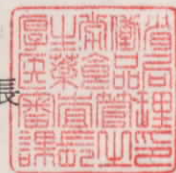
薬食審査発1027第4号
薬食監麻発1027第45号
平成22年10月27日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の
一部改正に伴う留意点について

薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する告示（平成22年厚生労働省告示第373号）が本日付で公布されたところですが、その取扱いについて、特に下記の点についてご留意いただき、関係各方面に対し周知方よろしくご配慮願います。

記

ジスチグミン臭化物製剤（内用薬）について、処方せん医薬品に指定したと。ただし、ジスチグミン臭化物製剤（内用薬）のうち平成22年10月26日以前に製造販売の承認を受けたものについては、平成23年8月27日より処方せん医薬品に指定すること。